

岩手県告示第319号

県勢功労者顕彰規則（昭和55年岩手県規則第8号）第2条の規定により、県勢の発展に多大の功労があり、その事績が極めて顕著であって、県民の模範となるものを、令和5年5月25日次のとおり顕彰した。

令和5年6月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

氏名又は名称	功 勞
雫石 禮子	警察行政の刷新改革等に努め、公共安全と秩序の維持に尽力するとともに、教育振興施策の推進に貢献された。
阿部 正樹	放送事業の充実発展を通じて、本県放送文化振興に尽力するとともに、東日本大震災津波の記憶を風化させない取組を継続して実施し、伝承に貢献された。
小原 紀彰	県民医療の確保と在宅医療体制の構築や終末期医療の充実に努め、本県保健医療の発展に尽力するとともに、保健医療施策の推進に貢献された。
細江 達郎	岩手県立大学社会福祉学部等の設置を通じて、本県高等教育の環境整備に尽力するとともに、教育相談体制の充実を通じて、青少年の健全育成に貢献された。
箱崎 守男	歯科医療の確保と無歯科医地区での口腔衛生思想の普及に努め、本県歯科保健医療の発展に尽力するとともに、学校歯科保健活動の推進に貢献された。
田沼 征彦	農業協同組合の健全な発展に努めるとともに、被災した農業基盤の復旧支援を通じて、東日本大震災津波からの本県農業の再興に貢献された。